

最新情報

公的年金 70歳以降受給開始の選択案を検討

2017.7.22

公的年金の受給開始年齢を70歳より後にできる案が検討されています。政府の検討会が、約5年ごとに改定されている高齢社会対策大綱の改定案に盛り込む検討を開始し、年内に大綱を決定します。現在、年金の受給開始年齢は原則65歳からで、60～70歳の間での選択も可能となっています。

年金の受給開始年齢は生年月日より定められていますが、原則65歳で、60～70歳の間で選択することができます。60歳から65歳未満の間の請求を繰上げ請求といい、65歳から70歳までの請求を繰下げ請求といいます。今回の検討では、70歳以降も繰下げ請求の選択肢に加え、その分受給額が増える制度が想定されています。

未払い賃金の時効2年 見直しの議論開始

2017.7.15

労働者が未払い賃金を請求できる権利が消滅する時効（消滅時効）について、現行の「2年」という規定の見直しに向けた議論が厚生労働省の労働政策審議会で始まりました。複数あった金銭の支払いを請求できる期限を「原則5年」に統一する改正民法が5月に成立したことを受けたものです。見直し審議の今後の動向が注目されます。

92.9%の建設業者が社会保険等に加入

2017.7.8

国土交通省では、平成24年11月から、建設業者の社会保険等加入状

況を半期毎に取りまとめており、このたび、平成24年11月から本年3月末までの状況が取りまとめられ、公表されました。

これによると、本年3月末までに建設業許可担当部局が事業者から受けた建設業許可申請等のうち、「92.9%」について事業者の社会保険等への加入を確認したとのことでした。

昨年9月までに比べ0.2ポイント増加ということで、国土交通省・都道府県の建設業許可担当部局による「未加入業者に対する加入指導」、
「加入指導に従わない未加入業者の厚生労働省の社会保険等担当部局への通報」などの取組みの効果が表れているようです。

今年8月からの雇用保険の基本手当、高年齢雇用継続給付の支給限度額

2017.7.1

厚生労働省より、本年8月1日から変更される雇用保険の基本手当の日額、高年齢雇用継続給付の支給限度額などが公表されました。

基本手当の日額については、基本手当の算定基礎となる「賃金日額」の引き上げと、毎年行われる平均給与額の前年比による自動変更により、平成27年度と比べて約0.41%上昇したことに伴う変更です。

変更前と比較して、上限額は340円～430円、下限額（年齢にかかわらず一律）は144円の引き上げです。

この影響で、高年齢雇用継続給付の下限額、育児休業給付金の上限額、介護休業給付金の上限額も変更されることとなります。高年齢雇用継続給付の支給限度額については、毎年行われる自動変更に伴う変更です（変更前 339,560円 → 変更後 357,864円）。